

## 西尾市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地に近接して居住する住民の生命の安全を確保するため、危険住宅を移転する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で、居室を有するもの
- (2) 危険区域等 次のいずれかに該当する区域又は敷地
  - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に基づき、愛知県知事（以下「県知事」という。）が指定した土砂災害特別警戒区域
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき、県知事が指定した災害危険区域
- (3) 危険住宅 危険区域等に存する住宅（当該区域の内外にまたがるものを含む。）で、前号の区域に指定されたことにより建築制限の基準に適合しないこととなった既存不適格の住宅

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請の日において現に危険住宅に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険区域等の指定がされる前から危険住宅を所有している者
  - (2) 前号に掲げる者から相続により当該危険住宅の所有者の地位を承継した者又は承継する予定の者で、所有者の同意を得られた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 市税等を滞納している者
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）

又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）

- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 危険住宅の移転が道路改良その他の公共事業の補償対象となっている者
- (5) 危険住宅の移転に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されている者
- (6) その他市長がこの要綱に照らし、補助の対象とすることが不相当と認める者

（補助の対象建築物）

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存する危険住宅で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に著しく違反していないこと。
- (2) 国、地方公共団体、その他公の機関が所有するものではないこと。
- (3) 当該住宅等及びその敷地において、過去に西尾市住宅等土砂災害対策改修費補助金及び西尾市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う危険住宅の移転に伴う危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）の建設、購入又は改修で、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 危険住宅は、当該危険性が大幅に軽減されるような急傾斜地崩壊防止工事又は地すべり防止工事等の事業が施行（予定を含む。）されていないこと。
- (2) 移転先は西尾市内とし、危険区域等でないこと。
- (3) 危険住宅は除却すること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (4) 移転先住宅の新築については、次のアからイまでのいずれにも該当すること。

ア 原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で、同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。

イ 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額及び内容等は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 この要綱による補助金の交付は、1つの敷地につき1回を限度とする。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請を行う前年度の8月末日までに、事前相談書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅及び移転先住宅の付近見取図
- (2) 危険住宅と周囲のがけの状況が分かる写真
- (3) 移転先敷地（中古住宅又は建売住宅を購入する場合は、移転先建物）の写真
- (4) 住宅が危険区域等に存することが分かる図書（他の書類と兼ねることができる。）
- (5) 危険住宅の建設年及び建物が住宅であることを証明する次のいずれかの書類
  - ア 建築確認済証の写し又はこれと同等のもの
  - イ 検査済証の写し又はこれと同等のもの
  - ウ 固定資産課税台帳登載証明書（家屋）の写し
  - エ 建物の登記事項証明書の写し

（交付の申請及び決定）

第8条 申請者は、補助対象事業の契約を締結する日より前かつ補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業が危険住宅の除却等のみの場合にあっては、移転先住宅に関する書類の添付を要しない。

- (1) 危険住宅移転事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 危険住宅及び移転先住宅の配置図、各階平面図
- (3) 移転先住宅の建築確認済証の写し（建築基準法の規定による確認申請が必要な場合に限る。）
- (4) 補助対象経費に係る見積書
- (5) 移転先住宅の建設、購入又は改修をするために要する資金の借入れを予

定している金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表

- (6) 危険住宅の所有者及び相続による地位の承継が確認できる書類（登記事項証明書、評価証明書等の写し）
- (7) 申請者が所有者の同意を得た者である場合は、危険住宅移転同意書（様式第4号）
- (8) 申請者の住民票
- (9) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、居住状況及び市税の納税状況について市長が確認することに同意したときは、住民票及び納税証明書の添付を省略することができる。

3 第1項の規定によらず、次の各号に掲げる場合は、補助金の申請ができない。

- (1) 前条に定める期日までに、事前相談が提出されていない場合
- (2) 危険住宅の移転に伴って、他の補助制度等を同時に利用する場合

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、条件を付することができる。

（計画の変更等）

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微なものは除く。）
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（補助事業の中止）

第10条 申請者は、補助対象事業を中止しようとする場合は、すみやかに、事業中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅の除却等

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 危険住宅の除却写真（施工中・施工後の内容が確認できるもの。）
- ウ 請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

(2) 移転先住宅の建設、購入又は改修

- ア 移転先住宅の建設・購入・改修に係る契約書の写し
- イ 移転先住宅の写真
- ウ 建築基準法の規定による検査済証の写し（同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。）
- エ 融資契約書及び借入金利子相当額の計算表

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条第1項の報告書を受理した場合において、内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適当と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第11条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第14条 申請者は、診断に係る費用の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助事業の内容	補助金の額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費 （除却等費）	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	1戸当たり975千円を限度とする。	10/10
移転先住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費 （建物助成費）	移転を行う者に対して、移転先住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。	10/10